

福祉電話を利用される方へ

- 1 福祉電話は、あんしんコールセンター相談事業またはひとり暮らし高齢者安否確認事業を利用される方が、電話回線をお持ちでなく、以下のいずれかに該当する場合に、市が保有するNTTの固定電話回線を貸与するものです。
 - ・生活保護を受給している
 - ・中国残留邦人への支援給付を受給している
 - ・市県民税が非課税である

- 2 固定電話の設置に係る費用、撤去に係る費用、維持管理費、固定電話利用の基本料金は市が負担します。

- 3 利用される方は、通話料金及び市内転居に伴い電話を移設する際に必要な費用を負担します。

- 4 1の利用要件に該当しなくなった場合や、市外に転出される場合のほか、利用者が負担すべき費用を負担しないなど、福祉電話の利用が不相当と認められる場合は、利用できなくなります。